

条例制定改廃調書  
条例改正に伴う新旧対照表

令和2年

奈良市議会6月定例会

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例について（人事院規則 9 - 1 2 9 の一部改正）（令和 2 年 3 月 1 8 日付総行給第 6 号総務省自治行政区公務員部給与能率推進室長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員について、防疫等業務手当を支給できるようにする。（附則第 4 項、第 5 項関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染の危険がある中で業務に従事した職員に対する防疫等業務手当の特例を定めるため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

## 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
附 則 1～3 略	附 則 1～3 略 <u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等業務手当の特例)</u> 4 <u>職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第18条の規定は、適用しない。</u> 5 <u>前項の手当の額は、日額4,000円を超えない範囲内において規則で定める。</u>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）第2条による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正及びデジタル手続法第4条による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）の一部改正</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料及び戸籍の附票の除票の写し交付手数料の新設（別表関係）</p> <p>(1) 住民基本台帳法の一部改正により除票及び戸籍の附票の除票の位置付けが制度上明確化されたことに伴い、当該手数料について独立した手数料項目として整備する。</p> <p>2. 通知カード再交付手数料の廃止等（別表関係）</p> <p>(1) マイナンバー法の一部改正により通知カードが廃止されることに伴い、当該手数料項目を廃止するほか、個人番号カード再交付手数料について所要の文言整理を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の法改正に伴い、手数料項目の新設、廃止その他所要の改正を行う必要があるため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和2年7月1日	所管部課	市民部 市民課

## 奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
14の2	住民票の写し 広域交付手数料	略	略	14の2	住民票の写し 広域交付手数料	略	略
14の3	通知カード再 交付手数料	行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に 関する法律（平成25年法律第27 号）第7条第1項に規定する通 知カードの再交付（追記欄の余 白がなくなった場合、個人番号 又は住民票コードの変更により 返納した場合及び国外転出によ り返納した場合の再交付を除 く。）	1枚につき  500円	14の3	除票の写し又 は除票記載事 項証明書交付 手数料	住民基本台帳法第15条の4第1 項、第3項、第4項又は第5項 の規定に基づく除票に記録され ている事項を記載した書類又は 除票に記載をした事項に関する 証明書の交付	1通につき  300円
14の4	個人番号カー ド再交付手数 料	行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に 関する法律  第2条第7項に規定する個 人番号カードの再交付（追記欄 の余白がなくなった場合、個人 番号又は住民票コードの変更に より返納した場合及び国外転出 により返納した場合の再交付を	略	14の4	個人番号カー ド再交付手数 料	行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に 関する法律（平成25年法律第27 号）第2条第7項に規定する個 人番号カードの再交付	略

現行				改正案			
		除く。)					
15	戸籍の附票の 写し交付手数料	略	略	15	戸籍の附票の 写し交付手数料	略	略
				15の	戸籍の附票の	住民基本台帳法第21条の3第1	1通につき
				2	除票の写し交 付手数料	項、第3項、第4項又は第5項 の規定に基づく戸籍の附票の除 票の写しの交付	300円
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）</li> <li>・印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について（令和元年11月19日付総行住第119号総務省自治行政局住民制度課長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 印鑑登録資格の見直し（第2条、第5条関係）</p> <p>印鑑の登録を受けることができない者として「成年被後見人」と掲げられていたものを「意思能力を有しない者」に改め、登録資格の有無を個別的・実質的に審査することとするほか、登録手続に関し所要の文言整理を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備法の施行を受けた印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に準じ、印鑑登録の資格における成年被後見人の欠格条項を削除し、今後は心身の故障等の状況を個別的・実質的に審査することで登録資格を判断することとするため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	市民部 市民課

## 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、登録申請者が自ら登録申請をした場合は、第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する文書の提示又は提出を求めて第1項の確認をすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本市において印鑑の登録を受けている者(未成年者<u>及び被保佐人を除く。</u>)により登録申請者が本人に相違ないことを保証された書面</p> <p>(3) 略</p> <p>5～7 略</p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、登録申請者が自ら登録申請をした場合は、第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する文書の提示又は提出を求めて第1項の確認をすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本市において印鑑の登録を受けている者(未成年者、<u>成年被後見人及び被保佐人を除く。</u>)により登録申請者が本人に相違ないことを保証された書面</p> <p>(3) 略</p> <p>5～7 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 令和2年5月分及び同年6月分（メーターの点検が毎月行われる場合については令和2年6月分及び同年7月分）の水道料金は、基本料金を徴収せず従量料金の額とする。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う一般家庭への生活支援及び事業者への営業支援として、令和2年5月分及び同年6月分（メーターの点検が毎月行われる場合については令和2年6月分及び同年7月分）の水道料金のうち基本料金を徴収しないこととするため、所要の改正を行うもの。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	経営部 企業出納課

## 奈良市水道事業給水条例 新旧対照表

現行	改正案
附 則 1・2 略	附 則 1・2 略 <u>(令和2年5月分及び同年6月分の料金の特例)</u> 3 <u>令和2年5月分及び同年6月分(第30条第1項ただし書の規定によりメーターの点検が毎月行われた場合にあつては、令和2年6月分及び同年7月分)の料金に係る第26条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる料金の合計額」とあるのは、「第2号に掲げる料金の額」とする。</u>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第24号）第1条による保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）の一部改正</li> <li>・ 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 診療科目の「血液内科」を「血液・腫瘍内科」に改める。（第4条関係）</p> <p>2. 別表第1に規定する利用料金の額のうち、紹介状なしで受診した患者から徴収する初診時の保険外併用療養費を改定し、再診時の保険外併用療養費に関する規定を新設する。（第11条関係）</p> <p style="margin-left: 20px;">保険外併用療養費（初診）</p> <p style="margin-left: 40px;">現行            8,250円（税込）</p> <p style="margin-left: 40px;">改正後        5,500円（税込）</p> <p style="margin-left: 20px;">保険外併用療養費（再診）</p> <p style="margin-left: 40px;">現行            徴収なし</p> <p style="margin-left: 40px;">改正後        2,750円（税込）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立奈良病院において、がん診療機能の強化を目的に腫瘍内科の専門医が診療を開始することに伴い、診療機能を患者に理解いただき適切な診療につなげるため。</li> <li>・ 市立奈良病院が地域医療支援病院の承認を受けたことから、紹介状なしで受診した患者から徴収する保険外併用療養費の額を、上記の告示に規定する額に改定する必要があるため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和2年7月1日、令和2年10月1日	所管部課	健康医療部 医療政策課

奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案																																
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>血液内科</u></p> <p>(8)～(29) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>血液・腫瘍内科</u></p> <p>(8)～(29) 略</p> <p>3 略</p>																																
<p>別表第1 (第11条関係)</p> <table border="1" data-bbox="159 715 1064 1007"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険外併用療養費 (医科)</td> <td>1回につき</td> <td>825円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	保険外併用療養費 (医科)	1回につき	825円	略	略		備考			略			<p>別表第1 (第11条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 715 2072 1007"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保険外併用療養費 (医科)</td> <td>初診</td> <td>1回につき 5,500円</td> </tr> <tr> <td>再診</td> <td>1回につき 2,750円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	保険外併用療養費 (医科)	初診	1回につき 5,500円	再診	1回につき 2,750円	略	略		備考			略		
種別	単位	金額																															
保険外併用療養費 (医科)	1回につき	825円																															
略	略																																
備考																																	
略																																	
種別	単位	金額																															
保険外併用療養費 (医科)	初診	1回につき 5,500円																															
	再診	1回につき 2,750円																															
略	略																																
備考																																	
略																																	